

旭川市森林整備計画 計画書

計画期間

自	令和 6 年 4 月 1 日
至	令和 16 年 3 月 31 日

(令和 6 年 4 月 1 日策定)
(令和 7 年 4 月 1 日変更)

旭 川 市

計画変更の理由及び有効日

1 変更理由

次の理由により市町村森林整備計画を変更する。

(1) 地域森林計画に適合させるための変更

2 変更計画が有効となる年月日

令和7年4月1日から適用する。

目 次

I	伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
(1)	概要	1
(2)	現状	1
(3)	課題	1
2	森林整備の基本方針	2
(1)	地域の目指すべき森林資源の姿	2
(2)	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	3
(3)	その他必要な事項	6
3	森林施業の合理化に関する基本方針	7
II	森林の整備に関する事項	8
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	8
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
(1)	皆伐	8
(2)	択伐	8
2	樹種別の立木の標準伐期齢	9
3	その他必要な事項	10
第2	造林に関する事項	11
1	人工造林に関する事項	11
(1)	人工造林の対象樹種	11
(2)	人工造林の標準的な方法	11
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	14
2	天然更新に関する事項	14
(1)	天然更新の対象樹種	14
(2)	天然更新の標準的な方法	14
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	16
(1)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	16
(2)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	17
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	17
(1)	造林の対象樹種	17
(2)	生育し得る最大の立木の本数	17

5	その他必要な事項	17
(1)	育成複層林施業について	17
(2)	その他	17
(3)	伐採跡地等の更新について	18

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	19
2	保育の種類別の標準的な方法	20
(1)	下刈り	20
(2)	除伐	21
(3)	つる切り	21
3	その他必要な事項	22

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
(1)	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	23
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）	23
(3)	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生活環境保全林）	24
(4)	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）	24
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	25
(1)	区域の設定	25
(2)	森林施業の方法	26
3	その他必要な事項	27
(1)	水資源保全ゾーン	27
(2)	生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	27
(3)	生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	28

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

1	森林の経営の受委託等による経営規模拡大及び森林施業の共同化に関する事項	29
---	-------------------------------------	----

る方針	29
2 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	30
3 森林経営管理制度の活用に関する事項	30
4 その他必要な事項	31
第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	32
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	32
(1) 路線密度の水準	32
(2) 作業システムに関する基本的な考え方	33
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	34
3 作業路網の整備に関する事項	34
(1) 基幹路網に関する事項	34
(2) 細部路網に関する事項	36
(3) 基幹路網の維持管理に関する事項	36
4 その他必要な事項	36
第7 その他必要な事項	37
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	37
(1) 人材の育成・確保	37
(2) 林業事業体の経営体質強化	38
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	38
(1) 林業機械化の促進方向	38
(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標	39
(3) 林業機械化の促進方策	39
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	39
(1) 木材流通の合理化	40
(2) 木材産業の体質強化	40
(3) 木質バイオマスの利用促進	41
4 その他必要な事項	41
(1) 生活環境の整備に関する事項	41
Ⅲ 森林の保護に関する事項	42
第1 鳥獣害の防止に関する事項	42
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	42

(1) 区域の設定	4 2
(2) 鳥獣害の防止の方法	4 2
2 その他必要な事項	4 3

第2 森林病虫害の駆除及び予防, 火災の予防その他の森林の保護に関する事項

	4 3
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	4 3
(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法	4 3
2 鳥獣害対策の方法 (第1に掲げる事項を除く。)	4 4
3 林野火災の予防の方法	4 4
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	4 4
5 森林の保護に関する事項	4 5
6 その他必要な事項	4 5
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	4 5
(2) その他	4 5

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域	4 6
2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する事項	4 6
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	4 6
(1) 森林保護施設の整備	4 7
(2) 立木の期待平均樹高	4 7

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	4 8
(1) 森林経営計画の作成に関する事項	4 8
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	4 8
2 生活環境の整備に関する事項	4 8
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	4 8
4 森林の総合利用の推進に関する事項	4 8
5 住民参加による森林の整備に関する事項	4 9
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	4 9
(2) 上下流連携による取組に関する事項	4 9
(3) その他	5 0
6 その他必要な事項	5 0

(1) 特定保安林の整備に関する事項	50
(2) 保安林その他制限林森林の施業方法	50
(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	53
(4) 登録林業事業体の活用	53

別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域
別表2	森林施業の方法を特定すべき森林等の区域
別表3	鳥獣害防止森林区域の設定
別表4	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 概要

本市は上川盆地のほぼ中央部に位置し、北海道の屋根である大雪山の山々が連なっており、また石狩川とその支流が合流するところに位置しています。これらによってもたらされる肥沃な大地により稲作を中心とした農業が盛んに行われ、本市の基幹的産業となっています。さらに国道や鉄道の交わる内陸の交通の要衝という地理的条件を活かし、地域の商業や物流の中心地になっています。

(2) 現状

本市の総面積は 74,766ha であり、うち森林面積は 40,147ha で、総面積の 53.7% を占めており、森林の内訳は、国有林 23,811ha、道有林 4,970ha、国・道有林以外の森林である一般民有林 11,366ha となっています。

一般民有林では、人工林が 5,785ha あり、その内カラマツとトドマツが 80% を占めています。この人工林の内 40 年生以上が 75% を占めており、齢級構成に偏りが生じていることから、地域資源を安定的に供給していくためには、除・間伐等の保育作業はもとより主伐及び再造林を計画的に進めていくことにより齢級構成の平準化を進め、資源の保続を図ることが重要です。

(3) 課題

人工林での適切な施業の実施、市民の森林へ求める機能の多様化などから以下のような課題があります。

ア 江丹別地区は、畜産業やそばを中心とする農業が盛んな地域です。この地域には、「若者の郷」や「とみはら自然の森」といった野外レクリエーション施設があり、これらの施設との連携や当地域に所在する市有林の有効利用を図り、市民の森林への“ふれあいの場”としての機能を発揮することが期待されます。

イ 神居地区は市中心部から比較的近くスキー場やクロスカンントリーコースが設置されている富沢運動広場などがあり、冬期間のスポーツを中心に多くの市民に森林が利用されています。広葉樹主体の天然林も多いことから針葉樹と広葉樹が適度に交ざり合う里山的な森林の整備が重要となっています。また、火山灰地質の急斜面が存在する地域では土砂の流出を防止するなど、山地災害防止機能の高い森林整備が求められます。

ウ 東旭川地区はカラマツを中心とした人工林が多く、人工林率 71%と市内の他の地域に比べ著しく高くなっています。また、伐期を迎える人工林も多いことから、林業生産活動を通じて適切な森林整備を行うとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から計画的な伐採を推進することが重要です。

また、西側の旭山周辺には旭山動物園があるほか、春には桜の名所として多くの市民が訪れる旭山公園など、一年を通して市民に親しまれており、市民の憩いの場としての機能の発揮が期待されます。

エ 神楽地区及び西神楽地区は、丘陵地形の稲作・畑作地帯ですが、古くからカラマツを中心とした植林も行われています。森林施業に当たっては、農村景観の維持に配慮した計画的な伐採や造林が必要です。また、農地と農地間の急斜面に存在する森林では土砂の流出を防止する等、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められます。

オ 東鷹栖地区は、隣町の鷹栖町と一体となった稲作地帯ですが、北東側には森林地帯が広がり、その一角には市民が森林とふれあえる公園もあり、比較的市街地からも近いことから、市民が自然とふれあえる憩いの場としての機能の発揮が期待されます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する市民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状

況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

これらのことから、森林が有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図る公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」といいます。）に区分します。

公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る「水源涵養林」、山地災害防止や土壌保全機能の維持増進を図る「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る「生活環境保全林」及び保健、レクリエーションや文化機能の維持増進を図る「保健・文化機能等維持林」のゾーンに区分し、それぞれの機能が十分に発揮できる森林施業（づくり）に努めるものとします。

さらに「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」を、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

機能別に区分されたゾーンにおいて、その機能が十分に発揮できるよう、それぞれに適合した森林整備に努めるものとします。

ゾーンごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策は次表のとおりです。

【森林の区域と森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能 かん	水源涵養林 かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。 また、立地条件や市民ニーズに応じ天然力を活用した施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を推進する。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、あわせて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定及びその適切な管理並びに防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性 保全機能	保健・文化機能等 維持林		原生的な森林生態系，希少な生物が生息・生育する森林，陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林，身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種等からなり，住民等に憩いと学びの場を提供している森林，史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって，必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健，レクリエーション利用，文化活動を進める観点から，森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし，それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ，保護及び適切な利用の組み合わせに留意して，適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに，住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては，立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また，潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては，美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林 タイプ	日射遮断，隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や，周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で，針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から，森林の保全に配慮した施業を推進するとともに，濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域 タイプ	原生的な森林生態系を構成し，希少な生物の生息・生育に適した森林で，針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から，原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに，野生生物のための回廊の確保にも配慮し，生態系として重要な森林の適正保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生

息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市、北海道、国等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通、加工体制の整備等について、計画的、総合的に推進するものとします。

また、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・斡旋などを推進し、意欲のある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとします。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

（1）皆伐

皆伐については主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模並びに伐採区域のモザイク的配置及び景観への影響に配慮します。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

（2）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等の割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。

複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

主要な樹種について次表のとおり指針を示します。

立木の標準伐期齢は、市町村森林整備計画において、次表の林齢を基礎として、市町村内の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹種別の標準伐期齢

樹種		標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ（アカエゾマツを含む）	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	25

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

3 その他必要な事項

- (1) 林地の保全，雪崩及び落石等の防止，寒風害等の各種被害の防止，風致の維持，溪流周辺尾根筋や，森林における生物多様性の保全などのため必要がある場合には，人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。
- (2) 次の地域は，林地崩壊，生態系のかく乱などにつながるおそれがあり，また，伐採後の更新が困難となることから，皆伐を行わないように努めることとします。
- ア 健全な更新が困難な湿地，風衝地，岩石地等
- イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地，石礫地，沢沿い等
- ウ 野生生物の生息・生育の場の提供，水質浄化，土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (3) 伐採作業等に伴う立木への損傷は，将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから，伐採等に当たっては，必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか，機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより，伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (4) 伐採等の実施に当たっては，降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに，伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は，必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど，浸食防止施設に努めることとします。
- なお，水道取水施設の上流で造材を行う場合等で，降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は，伐採及び搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。
- また，特に河川周辺で造材を実施する場合は，増水期に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう，十分に留意することとします。
- (5) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。
- (6) 集材路とは，立木の伐採，搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい，規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。
- 土場とは，集材路を使用して木材等を搬出するため，木材等を一時的に集積し，積込みの作業等を行う場所をいい，集材路・土場は，使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

Iの2 森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により造林を実施するものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌などの自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林樹種の需要動向、木材需要需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽を考慮するものとします。育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の 対象樹種	カラマツ【グイマツとの交配種を含む】、トドマツ、エゾマツ アカエゾマツ、グイマツ、トウヒ類、カンバ類、ハンノキ類、 カツラ、ミズナラ、ヤチダモ、センノキ、その他郷土樹種	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象災害及び病虫害等に考慮し、保護木、保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に水源涵^{かん}養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵^{こしら}えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈り払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着成長が十分図られるように行うものとします。

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも下表の植栽時期によらないものとします。自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、下表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の植樹特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

なお、植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害等の発生状況等を勘案し、森林の有する公益的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、下表に関わらず本数の低減を積極的に検討するものとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分に発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分

にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

樹種別植栽本数

育成単層林 単位：本/h a

仕立ての方法		樹 種				
		カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
植栽本数	密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500
	中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
	疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市の林業担当部局に事前に相談の上、適切な植栽本数を決定するように努めるものとします。

植栽時期は下表のとおりとします。

確実な成林が期待できるような植栽時期・樹種別植栽期間

植栽時期	樹 種	植栽期間
春植	トドマツ，アカエゾマツ	4月初旬～6月上旬
	カラマツ，その他（広葉樹を含む）	4月初旬～5月下旬
秋植	トドマツ，アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ，その他（広葉樹を含む）	10月下旬～12月中旬

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることと

し、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

旭川市のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする場合、当森林整備計画で示すトドマツの中庸仕立て植栽本数は2,000本/h aであるから

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、トドマツはおおむね600本/h a以上を植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

天然更新の対象樹種

天然更新の 対象樹種	カエデ類、カンバ類、シナ類、ナラ類、サクラ類、 ニレ類、ヤナギ類、ハン類、ハリギリ、ヤチダモ
---------------	---

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

(2) ウに定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齡林^(注3)にあつては成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態、幼齡林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積に対して疎密度30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うことと

します。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、1の(2)人工造林の標準的な方法において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、北海道が定める「天然更新完了基準書」によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}^{(\text{注6})} \times 10$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹(中層, 下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300 本/ha
上層(その他の針葉樹)	600 本/ha

上層: 母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層: 伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層: 中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害され

ている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等の考慮の上、必要に応じ芽かき又は植え込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

ア 気候、地形、地質、土壌等の自然条件、植生等により天然更新が期待できない森林

イ 水源涵養機能^{かん}の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めな

いこととします。

- (ア) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (イ) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (ウ) 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- (エ) 湿地，風衝地，岩石地帯で更新が著しく困難な森林
- (オ) ぼう芽性の強い広葉樹で構成されている森林
- (カ) 森林計画に基づく施業方針で，天然林化・針広混交林を目指す人工林
- (キ) 気象害等により針広混交林した人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域
別表４のとおり

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1(1)による

イ 天然更新の場合

第2の2(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

第2の2(2)による

5 その他必要な事項

(1) 育成複層林施業について

保安林等の公益的機能への要請の高い林分や，ミズナラ，ウダイカンバ等の利用価値の高い樹種の多い林分等，多様な木材生産に対する要請が高く，林道等路網の整備状況等からみて，多様性に富む複層状態の森林として積極的に整備する必要がある森林を対象に育成複層林施業を導入します。

(2) その他

冬期間の寒風など厳しい気象条件により，一斉皆伐跡地への植栽では成林が困難な地域においては，植栽木の保護の観点から，皆伐を避けた育成複層林施業の導入と，植栽後の適切な保育の実施を推進するものとします。

(3) 伐採跡地等の更新について

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

I の2 森林整備の基本方針を踏まえ，適切な森林の施業方法により，間伐及び保育を実施することとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は，林冠がうっ閉し，立木間の競争が生じ始めた森林において，主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法により，伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するように行うこととします。
- (2) 間伐に当たっては，森林資源の資質向上を図るとともに，適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され，根の発達が促されるよう，適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に，高齢級の森林における間伐に当たっては，立木の成長力に留意することとします。
- (3) 保育コストの低減を図り，労働災害の防止に資するため，緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については，高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに，集材距離を考慮した路網の整備を進め，施業の集約化を図ることにより，施業の省力化・効率化に努めることとします。
- (4) 列状間伐を実施する際は，現地の作業システム（ハーベスタ等）に応じた伐採幅を確保するほか，強度な伐採率とならないよう配慮し，残存列が混み過ぎている場合は定性間伐と併用するなど，立木及び林地を痛めないよう実施することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、下表のとおりとします。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種 (生産目標)	施業体系	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2 回	3 回	4 回	5 回	
カラマツ (一般材) 【グイマツとの交配種を含む】	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	1 8	2 5	3 3	4 1		選木方法： 定性及び列状 間伐率(材積率)20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7 年 標準伐期齢以上：8 年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	1 6	2 3	3 0	3 7		選木方法： 定性及び列状 間伐率(材積率)20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：7 年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	2 2	2 9	3 9	4 9	6 2	選木方法： 定性及び列状 間伐率(材積率)20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：1 0 年

「カラマツ間伐施業指針」，「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（(地独)北海道立総合研究機構林産試験場発行）」などを参考とした。

植栽本数，主伐時の生産目標及び仕立て方法，主伐後の施業方針等により，間伐時期が異なることに留意すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し，植栽木の健全な育成を図るため，特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ，局地的気象条件，植生の繁茂状況等に応じ

て適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

(2) 除伐

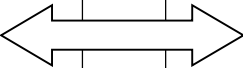
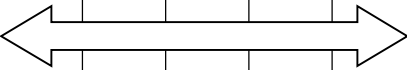
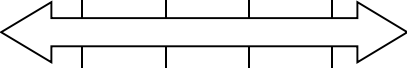
下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。造林樹種以外であってもその生育状況、森林の有する公益的機能の発揮、将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とするものとします。

(3) つる切り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

主要樹種ごとの標準的な保育時期

(1) 下刈

作業 種別	樹種	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈り	カラマツ										
	トドマツ										
	アカエゾマツ										

注) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

(2) 除伐及びつる伐り

樹 種	年 植栽	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
カラマツ	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春				△						
	秋					△					
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

△:つる伐り, 除伐

注) カラマツには, グイマツとの交配種を含む。

3 その他必要な事項

(1) 枝打ちについては, 生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととします。

(2) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林がある場合は, 1 及び3に定める間伐の基準に照らし, 森林所有者の把握を行うことに重点を置き, 所有者を確認できる場合には連絡を密に取り合い旭川市森林整備計画を遵守するように指導に努めます。

また, 所有者が判明できない場合においても, 森林の状況等を把握すると共に森林の健全性の有無により間伐時期を判断しながら森林所有者の確認をするために努めていきます。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の区域の基準は次のとおりです。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林やその他法令による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

(1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源^{かん}涵養林)

ア 区域の設定

水源^{かん}涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源^{かん}養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の^{かん}涵養の機能維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえ、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）

ア 区域の設定

山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命、人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林などについて、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、

地域の要請を踏まえ、別表１のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。また、防災的な見地から、皆伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出することとし、伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図るよう努めるものとします。当該森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定めます。

（３）快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

（生活環境保全林）

ア 区域の設定

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林及び快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況並びに地域の要請を踏まえ、別表１のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。当該森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定めます。

（４）保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

（保健・文化機能等維持林）

ア 区域の設定

保健・レクリエーション機能，文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし，保健保安林，風致保安林，都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区，都市計画法に規定する風致地区，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など，保健・レクリエーション，文化，生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について，それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件，林況並びに地域の要請を踏まえ，別表１のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに，特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし，それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。また，一部を皆伐しても，適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には，長伐期施業を推進すべき森林とした上で，一部を皆伐することを可能とします。当該森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定めます。なお，地域独自の景観等が求められる森林において，風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については，特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとします（本市では該当なし）。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

（１）区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林については，林木の生育が良好な森林で地形，地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について別表１のとおり定めます。このうち，林地生産力や傾斜等の自然条件，林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案しつつ，森林の一体性を踏まえ，特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお，公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については，重複を認めるものとし，森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよ

う定めるものとします。

(2) 森林施業の方法

森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、下表を目安とします。

樹種別生産目標及び仕立て方法

樹 種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均 直径
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	50年	中庸仕立て	一般材生産 38cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	一般材生産 30cm
アカエゾマツ	75年	中庸仕立て	一般材生産 30cm

3 その他必要な事項

市内の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重ねて次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵^{かん}養林のうち、属地的に水源涵^{かん}養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件並びに地域の要請を踏まえ、別表1のとおり林小班単位で定めます。また、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林についても、別表1のとおり林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源涵^{かん}養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとすべき森林を別表2のとおり定めます。

施業の実施に当たっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意することともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については、早期に確実な更新を図ることとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲

からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与えるおそれのある水辺林，地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等，市が特に保全が必要と認める水辺林について，河川の両岸・湖沼周辺から原則 20m 以上の区域を小班単位又は小班の一部について別表 1 のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし，択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表 2 のとおり定めます。

施業の実施に当たっては，作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め，集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど，伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち，属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし，他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか，市が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で，別表 1 のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能維持林における森林施業を基本とし，択伐による複層林施業を推進すべき森林として，別表 2 のとおり定めます。

また，伐採等の環境変化を最小限に抑えることを最優先し，森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

本市における一般民有林の森林所有者は2,070名（令和4年森林調査簿）でその多くが5ha以下の小規模森林所有者であり，農家林家も多く高齢化も進んでいます。又，市内の一般民有林のうち51%はトドマツ，カラマツを中心とした人工林で，今後効率的な主伐・更新及び適切な保育作業が必要になることから，施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため，旭川市森林組合，その他の民間林業事業体による森林経営の委託や林地流動化の促進により，森林経営の規模拡大を促進します。

このため，小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し，低コストで効率的な森林整備を進めるとともに，安定的，効率的に木材を供給できる体制を整備するため，森林所有者，森林組合，市，国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら，委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化，林業従事者の養成及び確保，地域材の流通・加工体制の整備等について，計画的かつ総合的に推進することとします。

なお，森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては，地域の関係者が連携し，森林施業や林業経営の合理化・効率化，地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど，効率的な森林整備や安定的な木材供給を図る上での課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

1 森林の経営の受委託等による経営規模拡大及び森林施業の共同化に関する方針

本市の一般民有林の森林所有者のうち森林面積が5ha未満の小規模森林所有者が98%を占めており，継続的かつ安定的な林業経営や適切な森林管理のためには，面的な広がりや連続性のある森林施業が可能となる共同化を図ることが重要です。

このため，市や森林組合，森林所有者等が連携し，地域ぐるみで森林施業の共同化を推進します。

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施を図るため，施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供，助言・あっせん等を推進し，長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際，長期の施業等の委託が円滑に進むよう，森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて，得られた情報を林地台帳に反映するなどして，森林所有者情報の精度向上を図るとともに，その情報提供を促進することとします。あわせて，航空レーザ測量等により整備した森林

資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

また、森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村、森林組合等による地域協議会を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施、作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

2 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（５年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画に基づき施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置、維持運営に必要な権原及び森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

3 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本市を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、本市が自ら経営管理を行うなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

4 その他必要な事項

該当なし

第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

林道、林業専用道及び森林作業道（以下「林道等」という。）は、国土の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を有する森林の適切な整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営の確立のため必要不可欠であるとともに、山村の生活環境の維持、都市との交流や連携、地域の振興等に重要な役割を果たしています。

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全並びに木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、森林に関する気象、地形、地質、土壌等の自然条件、当該林道等に係る集落からの距離等の社会的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と搬出に係る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえ、基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備することとします。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送への対応の視点を踏まえて推進することとします。

特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収穫運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進することとします。

なお、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとします。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道（林業専用道含む。以下同じ。）、森林作業道など車両や林業機械が走行する路網について、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

（1）路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次の表を目安として基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度： m/ha

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
		基幹路網	細部路網
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系 作業システム	35 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系 作業システム	25 以上	85 以上
急傾斜地 (30° ～)	架線系 作業システム	20 〈15〉 以上	20 〈15〉 以上

(注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら、木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を使用。

(注2) 「架線系作業システム」とは、林内に仮設したワイヤーロープに取り付けた機器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3) 『急傾斜地』の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の見安として適用するものであり、屋根、溪流、天然林等の施業を行わない箇所、伐採搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システム内容については、次を見安として、効率的な作業システムの実現に向けて現場の作業条件等に応じた適切な方法を選択することとします。

作業システムの基本的な組み合わせ

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
急傾斜	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
中傾斜	チェーンソー	トラクター【全木集材】	ハーベスタ・プロ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	セッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

緩傾斜	フェラーバン チャ	トラクター【全木集材】	ハーベスタ・プロ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	セッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバン チャ	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・プロ セッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクター【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
				(フォワーダ)

※（ ）は全工程に引き続き、同一機種で実施する工程

※【 】は集材方法

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

間伐等の森林施業を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）として次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
該当なし	—	—	—	—	—

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

基幹路網である林道及び林業専用道については、通行の安全の確保・土壌の保全等を図るため、適切な規格、構造の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針にのっとり開設します。

また、継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針にのっとり開設します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

基幹路網の整備計画

・一般民有林

単位 延長：km 面積：ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域 面積	前半5 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		旭川市	鬼斗牛	1				東鷹栖
開設	自動車道		旭川市	追分	1				東旭川町 米原
開設	自動車道	林道 専用 道	旭川市	拓北	1				江丹別町 拓北
	計				3				

・道有林

単位 延長：km 面積：ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及 び箇所 数	利用区 域 面積	前半5 年の計 画箇所	対図 番号	備考
該当な し	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計								

(注1) 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。

(注2) 拡張にあつては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付けて併記する。

(注3) 林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。

(注4) 位置欄は、字、林班等を記載する。

(注5) 支線及び分類については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名を記載する。

(注6) 利用区域面積欄に、当該開設路線に利用対象となる面積を記載する。

(注7) 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。

(注8) 路線も起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載される。

(注9) かつこが付された項目の記載は任意とする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

(2) 細部路網に関すること

ア 持続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路線網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路線を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、都道府県が定める森林作業道作設指針に則り開設する旨や森林作業道の開設に努めます。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理するものとする。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

林道・林業専用道・森林作業道については「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け林整整第885号林野庁長官通知）「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

4 その他必要な事項

1～3までのほか、土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備に当たっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。

第7 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤、経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

（1）人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成します。

北森カレッジでは林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身に付け、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成するため、地域や産学官と連携したオール北海道の体制により、道内各地の特徴ある森林を活用した実践的な教育を行い、道内各地で活躍できる人材を育成します。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業体や教育機関、市町村などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入

者の確保を図ります。

就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種と連携などによる通年雇用化、若手林業従事者によるネットワークづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めます。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルティングなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、組合間の事業連携等の促進を図り、持続的な森林経営を担う森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようになるとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。実際の森林施業の担い手である森林組合等の林業事業体においては、積極的な施業及び経営の受託により安定的な事業量の確保に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の森林は、人工林の25%が40年生以下の若齢林であり、間伐等の保育作業が必要です。また、これからの森林が順次伐期を迎えることになり、主伐林分が増加し、伐採を中心とした森林作業が増加します。

しかしながら、これらを行う林業労働力は減少・高齢化が進んでおり、林業労働力の育成・確保と共に作業の効率化が重要となっています。

このような中で、木材の生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、ハーベスタ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ等

による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による作業システムを促進します。

また、ＩＣＴ等の先進技術を幅広く活用したスマート林業を展開し、安全で効率的な森林施業の定着を推進します。

（２）高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	石狩川流域	チェーンソー	ハーベスタ
	（緩・中傾斜地）	フェラーバンチャ	フェラーバンチャ
造材	石狩川流域	チェーンソー	ハーベスタ
	（緩・中傾斜地）	プロセッサ ハーベスタ	プロセッサ
集材	石狩川流域	ブルドーザ	フォワーダ
	（緩・中傾斜地）	フォワーダ	
造林	地拵・下刈	チェーンソー・刈払機	チェーンソー・刈払機
保育等	枝打ち	人力	自動枝打ち機

（注１） 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造林、集材その他の作業種を記載する。

（注２） 現況及び将来欄には、作業機械の名称を記載する。

（３）林業機械化の促進方策

林業機械化のために、次の事項について推進することとします。

ア ハーベスタ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入

イ 高性能林業機械のオペレーターを養成するための研修会等への参加の推進

ウ 森林施業等の受託規模の拡大促進による林業事業体等の事業量の安定的な確保

３ 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業・木材産業の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。特に本市は、豊富な森林資源を背景に、木材、木製品、パルプ、製紙業などの木材関連産業が発達しており、地域の基幹産業となっていることから、地材地消の取組を推進することにより、地域の活性化につながることが期待できます。このため、地材地消の向けた市民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づく地材地消の推進に当たっては、「旭川市地域材利用推進方針」を踏まえ、本市の建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

（１）木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するために、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化等を図ります。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産業者間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同・協業化・出材ロットの拡大を推進します。

（２）木材産業の体質強化

消費者ニーズを的確に把握し、地域材を利用する意識や理念が共感・共有されるよう、HOKKAIDO WOODブランドを活用した情報発信や企業等と連携した需要拡大を図るとともに、それらに対応した加工技術や高度利用技術の開発など、木材加工の高度化を促進することとし、地域材を利用した新製品、新デザイン及び新技術の開発を促進します。

また、木材産業が輸入材製品や非木質系資材に対抗した競争力を持つために、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入などにより、原木の安定供給とともに、木材加工流通体制を整備し、加工・流通コストの低減を図り、価格競争力を高める必要があります。このため、地域の人工林材等を加工する施設におけるコストの低減を図るとともに、地域材の需要拡大を推進します。

今後、木材産業の経営基盤を一層高めるため、川上から川下までの更なる連携の強

化や、経営の改善・合理化を進めるとともに、必要に応じて他業種との機能分担を強めるなどの協業化を推進します。

(3) 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、地域の需要動向等を踏まえ林地未利用材の収集を推進する必要がある場合は、地域関係者が連携して需要情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、林地未利用材の安定的な供給に努めることとします。

4 その他必要な事項

(1) 生活環境の整備に関する事項

森林の持つ多面的機能の維持増進を目的とした適切な森林整備を行うためには、森林に対する直接的な整備のみならず、森林所有者が生活する地域の環境整備も重要です。

本市の森林所有者の多くは農業との兼業により森林経営を行っており、生活地域は水田をはじめとした農業生産地域です。

このため、農業関連の施策と連携をとり、効果的かつ効率的に生活環境の整備を進めていくこととします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の認定

「鳥獣害防止森林区域に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」及びエゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ（エゾシカ被害マップデータ等）に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林など、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報やその他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のア又はイに掲げるエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、被害防止対策を特に人工植栽が予定されている森林を中心に、地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進することとします。

この際、地域の関係機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

忌避剤の散布や侵入防止柵の設置又は改良、保護具の設置、枝条巻き等の植栽木の保護措置の実施、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者から情報収集を行うなどにより確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本市では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合

には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林被害虫のまん延により緊急に伐倒する必要がある場合については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病害虫等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本市や総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応を行うこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等の対策を実施することとします。

また、本市の人工林においてエゾシカの食害はほとんど確認されていませんが、天然林の特定な樹種（ハルニレ等）において食害の被害が見受けられます。

今後、食害が人工林に拡大し対策が必要となる場合については北海道などの関係機関の協力を得て、被害防止対策を講ずることとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力の下に、必要に応じて、針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重

点地域を設け、効果的な防火線、防火道の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、地拵えや害虫防除等森林法第 21 条で定められている目的のみとし、旭川市火入れに関する条例（平成 12 年旭川市条例第 66 号）を遵守して実施するものとします。

5 森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置などにより、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。特に、現在・過去において被害があった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。

6 その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

（２）その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

ウ 地元森林愛護組合との連携を視野に，春先の山菜取りシーズンに多発する山火事やタバコによるぼや騒ぎの根絶に努めます。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の一体的な整備の推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等を踏まえ、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定に当たっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- (1) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林
- (2) 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- (3) 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし	—	—	—	—	—	—	—	—

2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能に維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

自然環境の保全，地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ，地域の実情と利用者の意向を踏まえ，整備を行うこととします。

(1) 森林保護施設の整備

特になし

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
ミズナラ	20～25m	

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本市森林整備計画の達成に寄与することから、森林所有者に対する制度の周知、作成に関する支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び

IIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

UターンやIターン者、地方で暮らし、農業や林業、漁業等の自然を相手にした職業に就くことを希望する人に対して、就職をあっせんすることができる地域の振興を図ることが重要であることから、今後も若者やUターン者等を積極的に受け入れ、必要となる生活環境の整備を推進します。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市では、豊富な森林資源を背景に家具、木材・木製品、紙・パルプなどの製造業が発展してきましたが、近年、海外製品の台頭や、周辺の森林資源の減少などにより、その経営環境は厳しく、工場なども減少傾向にあります。

一方、森林資源については天然林から生産される大径材などは期待できないものの、人工林資源の主伐、間伐の計画的な実施により森林整備の活性化を図るとともに、高次加工施設の整備等により付加価値の高い製品生産を進めるなど、木材産業の体質強化を図り、地域産業の振興に努めるものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

現在、市民が保健休養などの目的により、森林等の自然へのふれあいを求める傾向が高まっています。

このため、市民参加による自主事業を開催し、散策や森林浴などの憩いの拠点を創出し、また、森林と触れ合うことにより林業活動への理解等を深めてもらうことを目的として次の施設整備を進めていくこととします。

森林の総合利用の推進に関する事項

施設の種類	位置	規 模		対図番号
		現 状（参考）	将 来	
とみはらの森	江丹別町富原	面積 58.6ha	面積 58.6ha	
		管理棟等 3	管理棟等 3	
		林間広場 3.4ha	林間広場 3.4ha	
		遊歩道	遊歩道	
旭川 21 世紀の森	東旭川町瑞穂	面積 655.7ha	面積 655.7ha	
		管理棟 1	管理棟 1	
		キャンプ場 2.7ha	キャンプ場 2.7ha	
		遊歩道 7 km	遊歩道 7 km	
		パーク 1.44ha	パーク 1.44ha	
		ゴルフ場	ゴルフ場	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（1）地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する市民の要望は多様化しており、これに応えられる森林の整備を行っていくためには、市民の要望を的確に把握するとともに、森林整備への市民の理解と協力が不可欠です。

このため、森林に関わる計画書等をわかりやすい形で広く市民に公表するなど、森林整備への市民の参加を推進するものとします。

また、森林作業の体験を通じて、森林への理解を得るために、作業体験の場所の整備や機会の提供に努めるものとします。

（2）上下流連携による取組に関する事項

森林・林業を支える山村は、過疎化・高齢化が進み、集落機能を維持することが困難な地域が増え、山村の主要な資源である森林を生かした産業が地域から消失してし

まうため、森林資源を適切に維持・管理するためには、山村を活性化し、定住を促進することが重要であることから、生活環境の整備とともに、都市との交流促進を通じて川上から川下をつなぐ、森林環境教育、山村体験、健康増進や自然とのふれあいによる森林の有する公益的機能を理解してもらうことで、災害防止、水資源の確保、快適環境の増進と木材等の生産が見込まれます。

(3) その他

ア 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する市民の理解を得るためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組を進めることとします。その一環として、森林に関する学習機会の確保や森林作業を体験できる場所の整備、その機会の提供等、青少年が自ら森林について学ぶことができる環境の確保に努めることとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備に当たっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期等を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において定められます（本市該当なし）。

(2) 保安林その他制限林森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林、保安施設地区ごとに定めていますが、その基準や留意点は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

- a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- b 伐採方法は、次の3区分とします。なお、一指定単位に二つ以上の伐採種が指定されている場合があります。
 - (a) 皆伐（伐採種を定めないもので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます）
 - (b) 択伐（森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ha未満であるもの。）
 - (c) 禁伐（主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）

(イ) 伐採の限度

- a 伐採面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については20ha以下とします。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については10ha以下とします。
 - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気候、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。
- c 暴風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

- e 初回の択伐率は、指定作業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10の3(指定作業要件で定められた条件を満たす場合は10分の4)とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例で認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定作業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該個所に指定作業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

該当なし

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、下表のとおりとします。

区 分	伐採方法
砂防指定地内の森林	治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意することとします。
鳥獣保護区特別保護地区内の森林	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うこととします。 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐とします。
史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林	当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。
その他の制限林	それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう北海道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 登録林業事業体の活用

森林施業の実施に当たっては、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用するよう努めます。

付属資料

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表 2 森林施業の方法を特定すべき森林等の区域

別表 3 鳥獣害防止森林区域の設定

別表 4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林